



## 第3次みやこ町総合計画

### 第2章 基本構想

- 1 基本構想の目的 ..... 16
- 2 まちづくりの将来像 ..... 16
- 3 まちづくりの基本目標（施策の大綱）..... 17
- 4 目標人口 ..... 23
- 5 土地利用構想 ..... 24

基本構想は、本町のまちづくりに対する将来像を示すとともに、その実現に向けての基本方針を明らかにするものです。これから進められる計画及び諸施策は、すべてこの基本構想に基づいて実施されます。

本町が、今後5年間で実現を目指す将来像を次のように定めます。

元気で安心 人と自然が輝く  
みやこ町

まちづくりは、行政だけでできるものではありません。日本一元気なまち、そして、自然災害などからも安心して暮らすことができる環境を築くために、住民、企業をはじめ、NPOなどの組織・団体も含めて、お互いに連携した取り組みを進めます。そうすることで、元気で安心、人と自然が輝くみやこ町を目指します。



まちづくりの将来像の実現に向けて、「元気で安心して生活できるまちづくり」、「自然と共生し、快適で住みよいまちづくり」、「産業と交流が盛んな活気あるまちづくり」、「夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり」、「住民と行政がともに歩むまちづくり」の5つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

## 基本目標

## 元気で安心して生活できるまちづくり

## ①生涯現役を推進する

誰もが生涯健康で自立した生活が送られるように、健康づくり、生きがいづくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

## ②介護予防・介護サービスの充実を図る

要支援・要介護状態にならないように、介護予防に重点的に取り組みます。また、要支援・要介護状態になっても慣れ親しんだ地域、住まいで住み続けられるように、介護サービスを適切に提供します。

## ③みんなで支え合う仕組みをつくる

誰もが安全で、安心して生活ができるように、必要とする福祉サービスが受けられるようにするとともに、日頃の見守り活動や災害時の避難支援など、みんなで支え合う仕組みづくりを進めます。

## ④あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進する

すべての住民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力を発揮できる社会をつくるために、あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進するとともに、社会のあらゆる分野で男女が対等な構成員として参画するまちづくりを進めます。

## ⑤生活の安全・安心を確保する

災害や犯罪、交通事故などから未成年や高齢者を守るために、これまでの自治会などの地縁型組織だけでなく、企業やNPOなどの組織・団体とも連携し、消防・防災・防犯体制の充実を図ります。また、広域消費生活センターと連携し、消費生活に対する相談や学習機会を提供することで消費生活の安全を守ります。

## 基本目標

## 自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

## ①豊かな自然環境を守る

本町が誇る山、川、田園などの豊かな自然環境を守るために、住民主体の環境保全活動や循環型社会に向けた取り組みを推進します。また、開発行為を適正に誘導し調和のとれた土地利用を図ります。

## ②道路を整備する

地域間の時間距離短縮や沿線の開発などを図るために、日常生活や産業活動を支える幹線道路の整備促進や生活道路の整備を進めます。

## ③住環境を良くする

誰もが快適で安全に暮らすことができるように、公営住宅や上下水道施設の適正な管理を図り、豊かな自然に触れる憩いの場である公園の整備・維持管理など住民ニーズに対応した住環境づくりを進めます。

## ④移住・定住を促進する

移住・定住を図るために、転入希望者や定住希望者のニーズに合った定住支援策を展開するとともに、町内で空き家が増加していることを踏まえ、空き家の活用を促進します。

## ⑤生活の利便性を向上する

住民の日々の買い物、医療など暮らしにおける利便性を維持・向上するために、整備済みの光通信網などの情報通信基盤の活用や、人工知能(AI)やICT\*の新技术による公共交通サービスの充実を図ります。

※ ICT:「Information and Communication Technology(情報通信技術)」、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

## 基本目標

## 産業と交流が盛んな活気あるまちづくり

## ①農林業を振興する

本町の主要産業の1つである農業の活性化のために、担い手の育成・確保や収益性の高い品目の生産などを推進するとともに、Society5.0\*の新技术による農業生産力の向上や鳥獣被害防止対策を進めます。また、森林を荒廃させない森林管理技術の導入などの荒廃森林対策を進めます。

## ②特産品を活かした魅力づくりを推進する

本町の農林産物の付加価値の向上を図るために、魅力ある特産品づくりを推進するとともに、販路拡大に取り組みます。

## ③商工業を振興する

雇用の場の維持・創出を図るために、商工業の振興や新たな事業・サービスの起業を目指す人材の育成、起業の支援など地域産業の振興を進めます。

## ④観光を振興する

広域からの集客や地域住民の活力創出を図るために、一般社団法人みやこ観光まちづくり協会と連携し、観光資源の情報発信や体験プログラムの企画・運営、観光客の受け入れ環境の整備を進めます。

あわせて、住民と観光客の双方が参加し、体験し、交流を深めることにより、互いを受け入れ、ともに新たな価値や魅力を創造するまちづくりを推進します。

## ⑤国際交流を推進する

国際化がますます進むなかで、様々な国の文化や価値観に対する理解や国際感覚をもった人材を育成するために、国際交流を推進します。

※Society5.0(再掲): AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技术をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿のこと。

## 基本目標

## 夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

## ①子育て支援の充実を図る

子どもの成長を支えるために、行政、地域、住民が一体となり、妊娠期から乳児期、幼児期、小学生、中学生の各ステージに対して切れ目なく支援する環境づくりを進めます。

## ②子どもの教育環境の充実を図る

複雑化・多様化する学校教育の課題や多岐にわたる教育ニーズに応えるために、学校再編やICT教育※の推進など子どもの教育環境を充実させるとともに、家庭の教育力の向上を図ります。

## ③社会教育の充実を図る

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学ぶことができる学習機会を提供するために、各種の講座・講演の内容の充実を図ります。

## ④スポーツの推進を図る

健康寿命の延伸に向けて、全世代の住民の体力づくりや交流の機会を提供するために、スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図るとともに、施設や設備の適切な維持管理を進めます。

## ⑤地域文化の継承と振興を図る

地域文化の継承と振興を図るために、遺跡・文化財の保存や活用、文化財保持・継承団体への支援を行うとともに、文化芸術活動を推進します。

※ICT教育：パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法。

## 基本目標

## 住民と行政がともに歩むまちづくり

## ①住民と行政との協働を推進する

住民と行政との協働によるまちづくりを進めていくために、地域づくり人材の確保・育成を図るとともに、住民による主体的なまちづくり活動への参加を支援します。

## ②開かれた町政を推進する

住民の声が的確に反映される開かれた町政を推進するため、行政情報の積極的な公開や、住民の町政への参画機会の充実を図ります。

## ③効率的な行政運営を行う

多様化、高度化する住民ニーズに対応していくために、人事管理・研修機会の更なる充実や、公共施設の適正配置などを考慮した民間活力の導入の推進、周辺市町との広域行政による事務効率化の検討を進めます。

## ④健全な財政運営を行う

厳しい財政状況の中、健全な財政運営のために、中長期的な財政収支の見通しと数値目標を設定し、財政運営を行うとともに、経常経費のより一層の削減を進め、財政基盤の強化を図ります。

## ⑤公営企業の安定的な経営を推進する

公営企業の安定的な経営のために、適切で計画的な事業執行や施設の維持管理の効率化など経営健全化に向けた取り組みを進めます。

■ 施策の体系

| 将来像   | 将来像を実現するための基本目標     | 施策項目                  |
|---|---------------------|-----------------------|
| 元気で安心して生活できるまちづくり<br><br>元気で安心<br><br>人と自然が輝く<br><br>みやこ町 | 元気で安心して生活できるまちづくり   | 1 生涯現役を推進する           |
|   |                     | 2 介護予防・介護サービスの充実を図る   |
|   |                     | 3 みんなで支え合う仕組みをつくる     |
|   |                     | 4 あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進する |
|   |                     | 5 生活の安全・安心を確保する       |
|   | 自然と共生し、快適で住みよいまちづくり | 6 豊かな自然環境を守る          |
|   |                     | 7 道路を整備する             |
|   |                     | 8 住環境を良くする            |
|   |                     | 9 移住・定住を促進する          |
|   |                     | 10 生活の利便性を向上する        |
|   | 産業と交流が盛んな活気あるまちづくり  | 11 農林業を振興する           |
|   |                     | 12 特産品を活かした魅力づくりを推進する |
|   |                     | 13 商工業を振興する           |
|   |                     | 14 観光を振興する            |
|   |                     | 15 国際交流を推進する          |
|   | 夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり | 16 子育て支援の充実を図る        |
|   |                     | 17 子どもの教育環境の充実を図る     |
|   |                     | 18 社会教育の充実を図る         |
|   |                     | 19 スポーツの推進を図る         |
|   |                     | 20 地域文化の継承と振興を図る      |
| 住民と行政がともに歩むまちづくり  | 21 住民と行政との協働を推進する   |                       |
|   | 22 開かれた町政を推進する      |                       |
|   | 23 効率的な行政運営を行う      |                       |
|   | 24 健全な財政運営を行う       |                       |
|   | 25 公営企業の安定的な経営を推進する |                       |

本町では、「みやこ町人口ビジョン」において、出生率の上昇対策に早急に取り組むことで、2030年(令和12年)の合計特殊出生率1.87、2040年(令和22年)に2.07の実現を目指しています。

また、並行して転出の抑制、望ましい人口構成(子育て年齢層の充実)を考慮した転入の促進などの人口減少対策に取り組み、年間15~20世帯の転入超過により、2060年(令和42年)に人口15,000人を維持・確保することを目指しています。

人口の長期目標

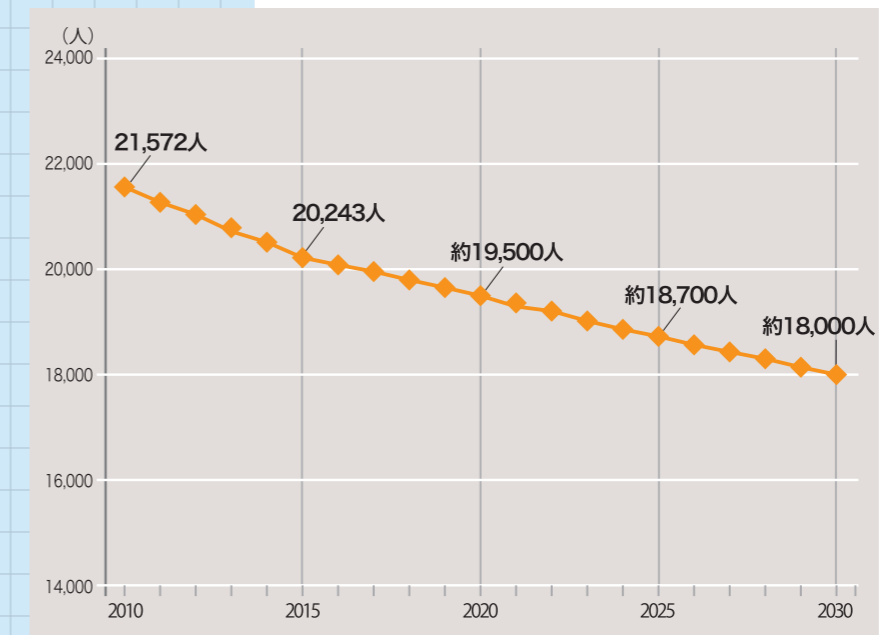
2060年(令和42年)に人口15,000人程度を維持することを目指す

この長期目標に沿って、本計画の計画期間終了年度である2025年(令和7年)度の目標人口を、以下のとおりとします。

第3次総合計画期間中(2021~2025年度(令和3~7年度))の目標人口

2025年(令和7年)度に、18,700人程度を維持することを目指す

■ 第3次総合計画期間中の人口推移(目標値)



資料:「みやこ町人口ビジョン」を踏まえて、人口ビジョンで示された2015年(平成27年)から2060年(令和42年)までの5年毎の推計人口をもとに各年の人口を設定

本町の将来像の実現に向けて、地域の特色を活かし、それらが連携・補完し合うことによって、みやこ町全体が一体となってまちづくりを進めていく必要があります。

第2次総合計画では、上記を踏まえた土地利用構想を掲げました。その後、2019年(平成31年)3月に策定された「みやこ町都市計画マスタープラン」では、土地利用構想を踏まえた20年後の将来都市構造が設定されました。

そこで、第3次総合計画では、第2次総合計画の土地利用構想に都市計画マスタープランによる将来都市構造を加味した土地利用構想を基本とします。

#### ● まちなか居住ゾーン

今後の住み替えや分家、転入者の居住地として誘導を図り、一定の密度を有したまとまりある市街地形成により、商業・文化・公共施設などの都市機能の集積と、まちなか居住の促進を図るゾーン

#### ● 集落住居ゾーン

整備された農業基盤と交流の原資となる多様な生産・加工物を活かし、地域基幹産業の育成と機能の充実を図るゾーン

また、河川や山など豊かな自然に囲まれ、地域で支えあいながら、ゆとりある生活が営めるゾーン

#### ● 交流育成ゾーン

地域固有の歴史・文化や非日常のレクリエーション基盤を活かし、内外の交流を促進するゾーン

#### ● 保全・活用ゾーン

災害リスクに配慮しつつ、自然共生及び森林生産活力の象徴として保全するとともに、野外レクリエーションや「いやし空間」として活用を図るゾーン

